

原料費調整制度に基づく

令和8年2月のガス料金のお知らせ

令和7年12月26日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和8年2月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和7年9月～令和7年11月のLNG平均価格及びLPG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。

また、このたびの調整には、電気・ガス料金負担軽減支援事業（※）を踏まえ、原料費調整後の単価から1m³当たり△18.0円の値引きが反映されています。

令和8年2月検針分に適用する料金は、広報上越2月号で記事を掲載し、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

※詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和8年2月）

一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

基準単位料金に対しては △51.42円（税込）下方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～150m ³	151m ³ ～
基本料金 (円／月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円／m ³)	126.57	124.80	123.34

※ 調整単位料金は、政府の支援で、△18.0円値引きされています。

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和8年2月 適用料金	令和8年1月 適用料金	増減額	増減率
31m ³	4,286円／月	4,852円／月	△566円／月	△11.7%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量31m³ (45.0メガジュール/m³)に基づいて算出しています。

※政府の支援により、558円 (=31m³×18.0円) が値引きされています。

【参考】

1か月の ご使用量	令和8年2月 適用料金	令和8年1月 適用料金	増減額	増減率
100m ³	12,898円／月	14,723円／月	△1,825円／月	△12.4%

※政府の支援により、1,800円 (=100m³×18.0円) が値引きされています。

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和7年9月～令和7年11月 (令和8年2月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	83,660円／トン
基準平均原料価格※ ²	124,190円／トン

※1 平均原料価格 = LNG平均価格 × 0.9748 + LPG平均価格 × 0.0405

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和4年6月から8月までのLNG平均価格 123,110円 × 0.9748 + 令和4年6月から8月までのLPG平均価格 103,230円 × 0.0405）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}\text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格} (\text{令和7年9月～令和7年11月貿易統計値}) \times 0.9748 \\ &= 82,650\text{円／t} \times 0.9748 \\ &= 80,567.220\text{円／t}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格} (\text{令和7年9月～令和7年11月月貿易統計値}) \times 0.0405 \\ &= 76,410\text{円／t} \times 0.0405 \\ &= 3,094.605\text{円／t}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 80,567.220\text{円／t} + 3,094.605\text{円／t} \\ &= 83,661.825\text{円／t} \\ &\quad \downarrow \quad (\text{10円未満四捨五入}) \\ &= 83,660\text{円／t}\end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}\text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 83,660\text{円／t} - 124,190\text{円／t} \\ &= \triangle 40,530\text{円／t} \\ &\quad \downarrow \quad (\text{100円未満切捨て}) \\ &= \triangle 40,500\text{円／t}\end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}\text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円}) \times 1.1 \\ &= 176.22\text{円} + (0.075\text{円} \times \triangle 40,500\text{円} / 100\text{円}) \times 1.1 \\ &= 176.22\text{円} + \triangle 33.4125\text{円} \\ &= 176.22\text{円} + \triangle 33.42\text{円} \quad (\text{小数点第3位以下切上げ}) \\ &= 142.80\text{円}\end{aligned}$$

◆ 政府の支援による特別措置（1m³当たり 18.0 円値引き）

$$\text{特別措置後の調整単位料金} = 176.22\text{円} + (\triangle 33.42 + \triangle 18.0\text{円}) = 124.80\text{円}$$

※ 原料価格変動額 100円につき基準単位料金単価を1m³当たり0.0825円(0.075円に1.1を乗じた値)調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり△51.42円（税込）下方調整します。